

配 布 資 料	
資料No.	3
担当課	産業立地課

生産性向上特別措置法に基づく企業の設備投資に対する 固定資産税の特例について

1 趣旨

本年4月1日に施行した「上越市中小企業・小規模企業振興基本条例」の基本理念に則り、市内の中小企業や小規模企業の生産性向上への取組を支援するため、平成30年5月16日に成立した「生産性向上特別措置法」に基づき、設備投資に係る固定資産税の課税標準を3年間ゼロとする特例措置を講じるもの。

2 生産性向上特別措置法に基づく特例措置の概要

		概 要
期	間	平成30年度～平成32年度 ※ 上記期間に市から「先端設備導入計画」の認定を受けた後、導入された新規取得設備が対象
対 象 事 業 者		中小企業基本法上の中小企業で資本金1億円以下の法人等 (大企業の子会社を除く)
対 象 設 備		商品の生産、販売又は役務の提供の用に供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する設備 対象設備：機械装置 160万円以上、測定工具及び検査工具 30万円以上、器具備品 30万円以上、建物附属設備* 60万円以上 ※ 償却資産として課税されるものに限る
特例措置の条件		労働生産性* が年平均3%以上向上する先端設備等導入計画を策定し、市から同計画の認定を受けること ※ (営業利益 + 人件費 + 減価償却費) ÷ 労働投入量 労働投入量は、労働者数 又は 労働者数×1人当たりの年間就業時間
支 援 内 容	市	固定資産税の課税標準を3年間ゼロ～1/2に軽減 ⇒ 当市は、固定資産税の課税標準をゼロとする ※ 「上越市市税条例等の一部改正について」で提案
	国	各種補助金の優先採択や補助率のかさ上げを実施 [課税標準をゼロに軽減した場合に限る]
支 援 開 始 ま だ の ス キ ー ム		<p>①国が導入促進指針を策定 ②市町村が同指針に基づく導入促進基本計画を策定し、国が同意 ③企業が導入促進基本計画に基づく先端設備等導入計画を策定し、市町村が認定 ④支援開始</p> <pre> graph LR A[国 (導入促進指針の策定)] -- 同意 --> B[市 (導入促進基本計画の策定)] B -- 申請 --> C[企業 (先端設備等導入計画の策定)] C -- 認定 --> B B -- 協議 --> A </pre>

3 期待する効果

- ・ 中小企業・小規模事業者の設備投資が促進され、労働生産性の向上が期待できる。
- ・ 国の補助事業の採択を目指す企業の後押しとなる。

4 スケジュール（見込み）

	5月	6月	7月～
国	生産性向上特別措置法 成立 ● (16日)	導入促進指針 策定・公表 生産性向上特別措置法 公布・施行	
市		市税条例等の一部改正について 提案・審議 導入促進基本計画 策定・国との協議	導入促進基本計画 国の同意・公表 ●
企業			先端設備等導入計画 策定・市の認定 支援開始 設備投資